

平成 30 年 4 月 1 日

道路等の加工承認申請手数料について

宇部市が管理する道路や河川、法定外公共物（里道、水路等）について、宅地への出入りのため、歩車道境界ブロック撤去を行う場合などに必要な加工承認申請が平成 26 年度より有料（手数料徴収）になりました。

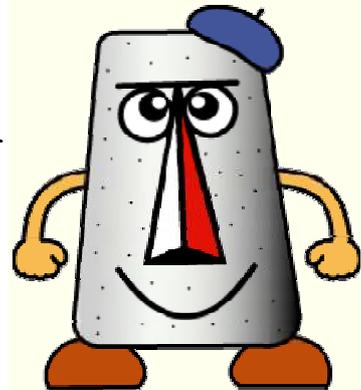
◆手数料の金額

1 件につき、1, 600 円

◆手数料の徴収開始

平成 26 年 6 月 1 日以降の申請分から

手数料の詳細は、チラシの裏面をご参照ください。



■手数料の種類等

手数料の種類	対象となる申請及び主な加工例	手数料の額 (1件につき)
道路加工承認申請 手数料	道路法第24条に基づく申請 《主な加工例》 ・歩車道境界ブロックの撤去 ・歩道の切り下げ ・ガードレールの撤去 ・法面の埋め立て ・街路樹の移設	1,600円
河川加工承認申請 手数料	河川法第20条に基づく申請 《主な加工例》 ・河川護岸の補強	1,600円
法定外公共物加工 承認申請手数料	宇部市法定外公共物管理条例第5条 第1項に基づく申請 《主な加工例》 ・宅地造成に伴う進入路整備 ・集水桝の設置	1,600円

■納付の時期及び場所

申請時に担当課の申請窓口にて、現金で納付していただきます。

■手数料の減免について

宇部市手数料徴収条例第4条の規定に基づき、手数料の減免等の措置を行います。なお、減免できる主な場合は、以下のとおりです。

- ・公益団体（独立行政法人、公益社団法人、自治会等）からの申請
- ・開発行為区域内の加工申請。但し、開発区域が1,000㎡未満のミニ開発や、開発行為区域外は減免の対象外となります。

■その他

◎納付された手数料は、特別な理由がない限り、還付はできませんのでご注意ください。なお、申請の結果、承認不可の場合でも還付することはできません。

◎加工するにあたり、現地の制約や留意事項等がある場合も考えられますので、申請する場合は、事前にご相談ください。申請前の事前協議には手数料は不要です。事前に協議することにより申請の承認不可や修正等を避けることができますのでご相談ください。